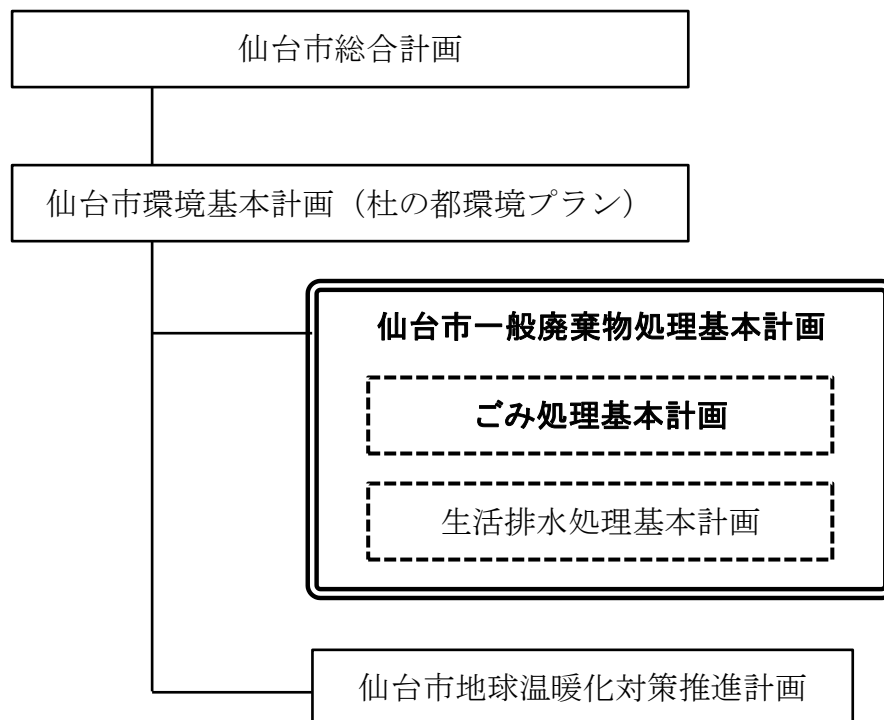


「一般廃棄物処理基本計画」の改定について

1. 位置づけ

- ・ 仙台市総合計画及び仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）を上位計画とし、仙台市環境基本計画の部門別の計画として、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるもの。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理計画で、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」により構成されるもの。



2. 計画の期間

令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とする。

3. 今後の進め方（予定）

